

第90号議案

府中市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年11月28日

提出者 府中市長 高野律雄

(説明)

下水道使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

## 府中市下水道条例の一部を改正する条例

府中市下水道条例（昭和44年10月府中市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
別表第1（第19条） 下水道使用料の料率表（月当たり）			別表第1（第19条） 下水道使用料の料率表（月当たり）		
汚水の種別	排 出 量	料 率	汚水の種別	排 出 量	料 率
一般汚水	10立方メートル以下の分	円 <u>342</u>	一般汚水	10立方メートル以下の分	円 <u>266</u>
	10立方メートルを超える 20立方メートル以下の分	<u>1立方メートルにつき</u> <u>63</u>		10立方メートルを超える 20立方メートル以下の分	<u>1立方メートルにつき</u> <u>56</u>
	20立方メートルを超える 50立方メートル以下の分	<u>1立方メートルにつき</u> <u>86</u>		20立方メートルを超える 50立方メートル以下の分	<u>1立方メートルにつき</u> <u>76</u>
	50立方メートルを超える 100立方メートル以下の分	<u>1立方メートルにつき</u> <u>108</u>		50立方メートルを超える 100立方メートル以下の分	<u>1立方メートルにつき</u> <u>95</u>
	100立方メートルを超える 200立方メートル以下の分	<u>1立方メートルにつき</u> <u>131</u>		100立方メートルを超える 200立方メートル以下の分	<u>1立方メートルにつき</u> <u>116</u>
	200立方メートルを超える 500立方メートル以下の分	<u>1立方メートルにつき</u> <u>160</u>		200立方メートルを超える 500立方メートル以下の分	<u>1立方メートルにつき</u> <u>141</u>
	500立方メートルを超える 1,000立方メートル以下の分	<u>1立方メートルにつき</u> <u>188</u>		500立方メートルを超える 1,000立方メートル以下の分	<u>1立方メートルにつき</u> <u>166</u>
	1,000立方メートルを超える分	<u>1立方メートルにつき</u> <u>218</u>		1,000立方メートルを超える分	<u>1立方メートルにつき</u> <u>192</u>

省 略

備考 省 略

省 略

備考 省 略

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、施行日以後の一般汚水の排出に係る使用料について適用し、施行日前の当該排出に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前から施行日以後に引き続く一般汚水の排出に係る使用料は、当該一般汚水を日々均等に排出したものとみなして算定する。